

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

住 所

(排出事業者) 氏 名

〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

住 所

(再生輸送業者) 氏 名

〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

住 所

(再生活用業者) 氏 名

〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

住 所

(再生品使用業者) 氏 名

〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

私たちは、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 廃棄物処理法（以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者
- 2 廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分（裏面参照）を受け、その特定不利益処分を受けた日から5年を経過しない者
- 3 法又は廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「条例」という。）の規定（裏面のものに限る。）に違反し、その違反行為があった日から5年を経過しない者

(記書き 2 の特定不利益処分)

- ・廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ・廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- ・廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項及び第 15 条の 3）
- ・再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ・広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ・無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ・二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第 12 条の 7 第 10 項）
- ・廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第 19 条の 3）
- ・廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項（法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の 6 第 1 項）

(記書き 3 の規定)

- ・法第 6 条の 2 第 6 項
- ・法第 6 条の 2 第 7 項
- ・法第 7 条第 1 項、第 6 項、第 13 項及び第 14 項
- ・法第 7 条の 2 第 1 項
- ・法第 7 条の 5
- ・法第 8 条第 1 項
- ・法第 8 条の 3 第 1 項
- ・法第 9 条第 1 項
- ・法第 9 条の 5 第 1 項
- ・法第 12 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項
- ・法第 12 条の 2 第 1 項、第 5 項及び第 6 項
- ・法第 12 条の 3 第 1 項から第 6 項まで、第 9 項及び第 10 項
- ・法第 12 条の 4 第 1 項から第 4 項まで
- ・法第 12 条の 5 第 1 項から第 3 項まで、第 5 項
- ・法第 14 条第 1 項、第 6 項、第 12 項、第 15 項及び第 16 項
- ・法第 14 条の 2 第 1 項
- ・法第 14 条の 3 の 3
- ・法第 14 条の 4 第 1 項、第 6 項、第 12 項、第 15 項から第 17 項まで
- ・法第 14 条の 5 第 1 項
- ・法第 14 条の 7
- ・法第 15 条第 1 項
- ・法第 15 条の 2 の 3 第 1 項
- ・法第 15 条の 2 の 6 第 1 項
- ・法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 5 第 1 項
- ・法第 16 条
- ・法第 16 条の 2
- ・法第 16 条の 3
- ・条例第 19 条
- ・条例第 20 条第 1 項